

第5章 協働を着実に進めるには

1 地域づくり協議会と地域交流センター

これからの地域づくりにおいては、地域のことは地域が一番わかっているの
で、市民の主体的な活動が不可欠です。そのためには、地域の中で、市民の意
思を反映させる仕組みや地域課題を話し合うための場をつくり、地域の実情を
十分に踏まえながら、計画的に地域課題に取り組む体制が必要となっています。

(1) 地域づくり協議会

協働によるまちづくりを進めるためには、その担い手である地域コミュニティ
に期待される役割も大きくなっています。

現在、各地域においては、自治会や町内会をはじめとして、婦人会、老人ク
ラブ、PTA、子ども会などの様々な地域コミュニティがそれぞれの地域の特
色を生かした活動を行っています。

地域コミュニティの個々の活動がさらに充実し、自立した活動を展開してい
くことが重要であるということもありませんが、そうした地域で活
動する各種団体が地域内で連携・協力することで地域全体が活性化し、地域の
一体感の醸成を図っていくことができます。また、地域の中で様々な活動をコ
ーディネートし、意見調整を図りながら合意形成を行っていくことでより大き
な力が生まれ、地域の総合力の向上にもつながります。

このようなことから、市では各地域において様々な団体が連携し、地域づく
りに取り組む主体を総称して「地域づくり協議会」と位置づけ、その組織運営
や活動に対して必要な支援を行っていきます。

キーワードは、「地域内の連携」と「地域の総合力の強化」です。

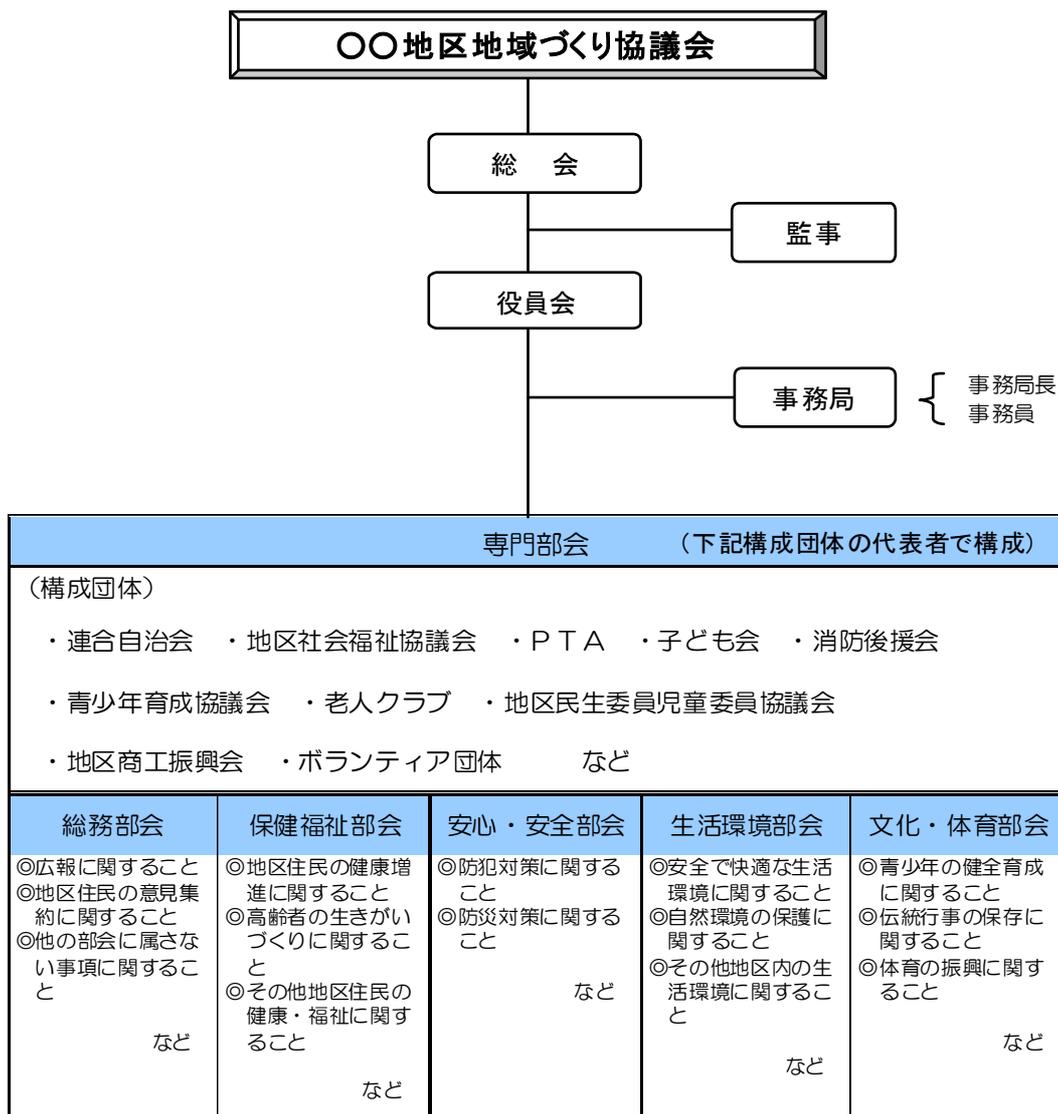
①地域づくり協議会のかたち

地域づくり協議会のかたちについては、こうでなければならないという定まったものではありません。

名称や組織も、例えば、「〇〇自治会連合会」や「△△地域コミュニティ推進協議会」などの既存組織の名前や組織をそのまま活用したり、あるいは新たに「◆◆地区地域づくり協議会」という名前の組織を立ち上げることも考えられます。

組織形態も、それぞれの地区では団体の組織状況などの違いもあることから、その地区の実情に応じた、またその地区に一番合ったものを考えることが重要です。組織の中には、テーマごとに様々な課題を協議したり、その課題の解決を目指し活動するための「専門部会」を設置するなど効果的であると考えられます。

【組織例】



②地域づくり計画

地域づくり協議会が地域活動を行うに当たっては、その地域の良さや課題を把握した上で、将来どのような地域を目指すのか、またそのためにどのような取り組みをするのかといった内容の活動計画を立て、それに基づき活動することが有益です。

このようなことから、市では地域における活動の指針となる「地域づくり計画」の策定を促進し、地域課題の解決に向けての計画的かつ主体的な取り組みを支援します。

③地域づくり協議会に対する支援

ア 地域づくり運営支援交付金

地域づくり協議会が活動を円滑に行うには、組織運営を担う事務局機能がしっかりしていなければなりません。

そのために、事務局員の雇用など事務局運営にかかる経費について、「地域づくり運営支援交付金」による支援を行います。

イ 地域づくり活動支援交付金

地域づくり計画に基づく地域づくり協議会の活動にかかる経費について、「地域づくり活動支援交付金」による支援を行います。

(2) 地域交流センター

各地域の公民館は、これまでも生涯学習や社会教育の拠点として、また地域によっては、自治会などの地域コミュニティによる福祉や環境、教育、防犯、防災などの活動の拠点としても利用されるなど、重要な役割を担ってきました。

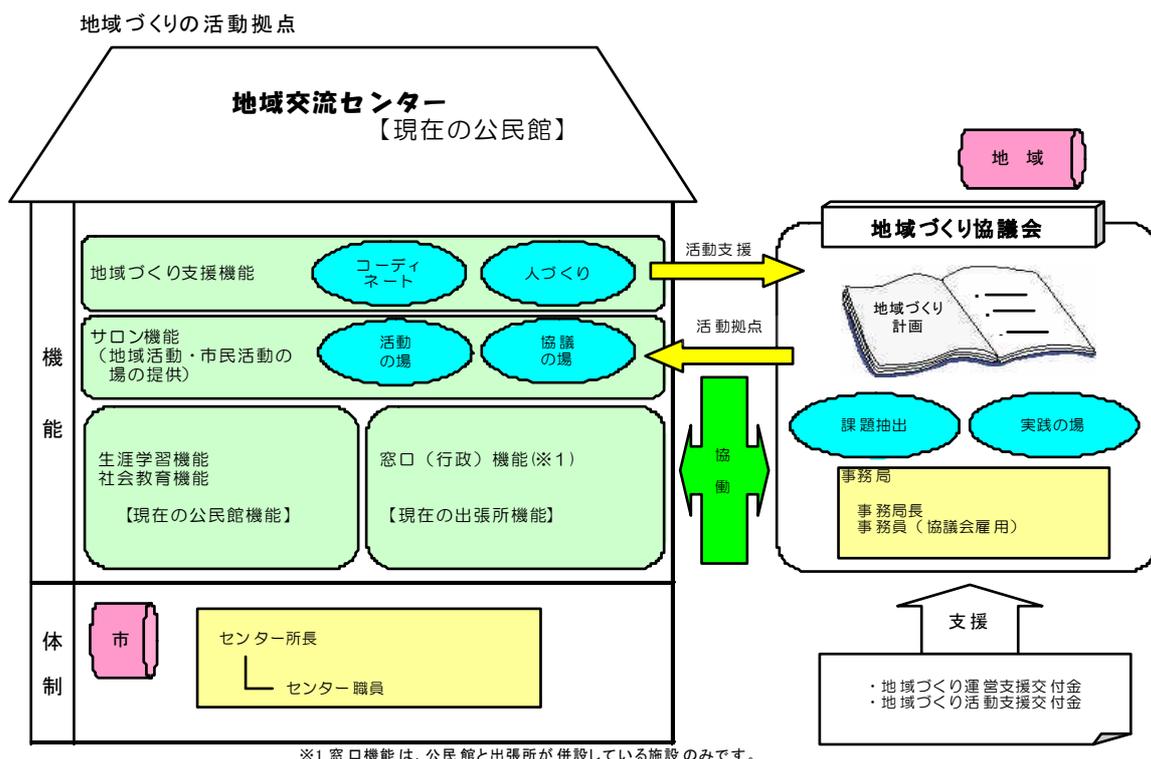
しかし、利用者が固定化したり、地域内の団体事務を恒常的に担うなど団体の自立性が阻害されているといった弊害も起こっています。

一方、成熟化社会を迎え、市民のライフスタイルや価値観の多様化に伴って様々な地域課題も発生していますが、市民自らがそうした課題の解決に取り組み、住み良い地域を作っていこうとする動きも始まってきています。

こうしたことから、市民の誰もがより利用でき、さらに地域をサポートする機能のある施設が必要となってきました。

そのため市では、地域づくり活動や地域課題の解決を支援するため、総合的な地域づくりの活動拠点として「地域交流センター」を平成21年4月に設置します。

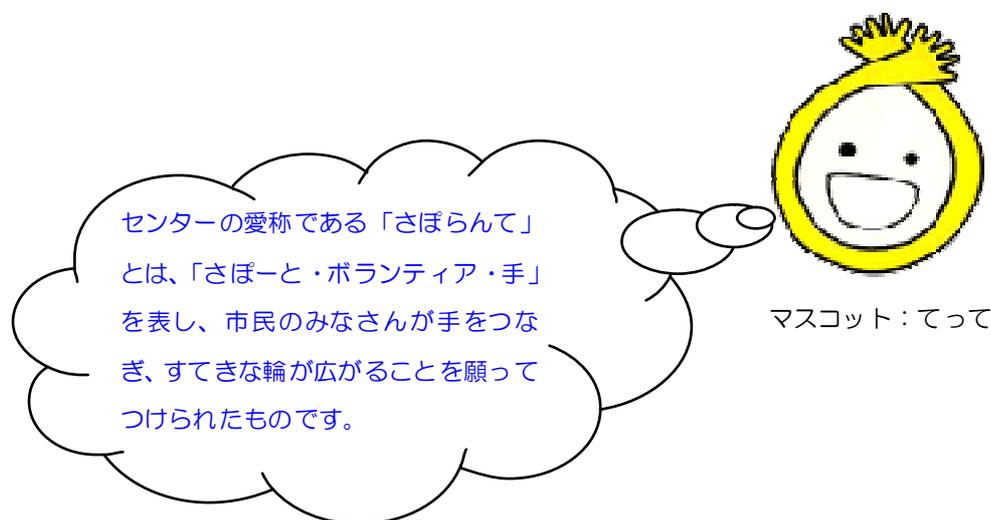
「地域交流センター」は、公民館がこれまで行ってきた生涯学習・社会教育機能に加え、市民の自主的な活動の支援機能や、地域コミュニティや市民活動団体の活動拠点としての機能を備えていることから、それぞれの地域にあった地域づくりが今以上に展開され、地域の発展に寄与することが期待されています。



2 市民活動支援センター「さぼらんて」

市民活動支援センターは、市民活動推進研究会の提言により、平成13年12月に「あくまでも市民活動の支援機能が重要であり、箱モノにならないよう、各種の支援機能を立ち上げ、運用し、さらに機能の充実強化するための拠点」という位置づけのもとに本市が設置し、特定非営利活動法人（NPO法人）が受託、運営してきました。

センターの開設以来、「市民活動のきっかけづくり」を主体に置きながら、「市民活動団体の支援」にも取り組み、多くの市民や市民活動団体に利用されています。



市民活動は、全国各地で活発に展開され、社会の脚光を浴びる存在となっています。これは、今日の価値観の多様化により、市民の多様なニーズが顕著化してきていることから、複雑・深刻化する生活安全や環境等の社会問題への関心が高まっていることも要因としてあげられます。

これまでセンターでは、ソフト機能を併せ持つ支援拠点として「相談」、「人材発掘・養成」、「事務局支援」、「普及・啓発及び情報収集」、「ネットワーク」業務について事業展開し、団体の立ち上げや円滑な組織運営のための側面的支援を行ってきました。

市民の目線での業務運営により、多くの市民活動団体の信頼を得ることとなり、幅広いネットワークも形成されつつあります。

センター開設前に実施した市民活動実態調査（H12.9 実施）では、市内の市民活動団体数は約180団体でしたが、平成20年12月末現在のセンター登録団体数は269団体になり、着実に増加しています。その活動も保健・福祉、子どもの健全育成、文化・芸術、まちづくり、社会教育、環境など様々な分野で広がりをみせ、特定非営利活動促進法の法人格を取得する団体もあり、年々活動も活発になってきています。

センターを開設して7年が経過するなか、組織的に市民活動を行う団体の増加など、本市における市民活動は少しずつ根付いてきています。しかしながら、平成17年10月の旧1市4町の合併により市域が広がったことから、市全域における市民活動に対する支援や団体同士のネットワーク化など、団体支援機能の充実強化などが求められています。

今後、センターが市全域における効率的な拠点機能を十分に発揮できるように、市民活動の支援・交流拠点としてのセンター機能のあり方や活動拠点施設の適正配置、活動拠点機能の整備・再編について検討していきます。



3 提案型協働事業

(1) 行政提案型協働事業と市民提案型協働事業

市民の生活様式の変化や価値観の多様化等により、市民を取り巻く環境が大きく変化する中で、行政には、今まで以上にきめ細かい対応や地域の特色を活かしたまちづくりが求められています。

一方市民には、自らの地域課題や社会的問題に対し主体的に取り組むという、地域力向上の意識も高まってきています。

こうした中で、自らの目指す社会的使命（ミッション）を達成するために活動している市民活動団体と行政が連携し、協働によるまちづくりに取り組むことで、より高い効果を期待することができます。

『提案型協働事業』は、行政が設定したテーマに対する事業又は市民活動団体から自由な提案に基づく事業を募集し、その中から協働事業としてふさわしい事業を選び、提案した市民活動団体に事業の実施を委託するものです。

この事業は、市内の様々な課題に対して、専門性や先駆性、機動性、地域性などの市民活動団体の特性を活かした企画提案を募集し、市民と行政が協働して事業を行いながら、実績を積み上げ、協働に対する考え方や取り組み方法を広く周知し、定着させることを目的に導入するものです。

まずは、市民活動団体と行政との協働のきっかけづくりを主眼に置いた提案型協働事業の実施について検討します。

① 行政提案型協働事業について

行政があらかじめ事業のテーマや内容を設定し、市民活動団体などから協働事業の企画提案を募集する『行政提案型協働事業』について検討します。

② 市民提案型協働事業について

市民活動団体などから新たな課題への対応や既存の事務事業について、提案を受ける『市民提案型協働事業』について検討します。

※ 事業の具体的な進め方や手続き等については、別に定めます。

(2) 事業推進体制

提案型協働事業の中には、市民活動団体の専門性や当事者性などを生かした新たな視点や発想に基づく地域課題や社会的課題の掘り起こし、その解決策も盛り込まれたものもあることから、その内容を十分検討し、市としても積極的に提案を取り入れていく姿勢が必要です。しかし、提案の中には、その内容が複数の所属にまたがるものも想定されます。そのような場合には、協働推進課が窓口となり、全庁的な視点に立ってコーディネートしていきます。

市では、こうした提案に対応し、協働を着実に推進するため、各所属に「協働推進員」を配置するとともに、提案された事業を検討するための「協働ラウンドテーブル」も開設する予定にしています。

4 協働の評価

協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準にそって評価します。その評価に基づき見直しを行い、次の事業実施の計画づくりに役立てていきます。

下図のような【PLAN 課題発見、計画】→【DO 目的共有、実行】→【SEE 点検、評価、見直し】というPDSマネジメントサイクルは、事業の計画立案や改善につなげる仕組みです。

評価方法は、事業実施後の自己評価、相互評価及び第三者による評価も検討していきます。

